

漫画家・同人作家のための個人事業税ガイド

専門家への相談

税理士相談のメリット

- 複雑な計算や記帳の不安解消
- 個別の状況に応じた適切なアドバイスが得られる

確定申告時の注意点

非課税所得の記載方法

確定申告書第2表の「事業税に関する事項」欄に記載

著作権使用料、印税、原稿料の収入から経費を差し引いた所得を明記

経費の区分と管理

経費区分の重要性

個人事業税は「所得」に対して課税されるため、経費も区分が必要

売上の区分方法に合わせて経費も区分すると管理しやすい

経費区分の具体例

消耗品費 - (原稿料) ○○

消耗品費 - (自費出版) ○○

経費区分のメリット

確定申告時の集計が容易になる

「平均課税」適用時の計算も簡便化

収入の種類が混在する場合の対応

収入の区分方法

原稿料売上と自費出版売上を分けて記録

勘定科目による区分例

原稿料売上

自費出版売上

補助科目による区分例

売上 - (原稿料) ○○社

売上 - (自費出版) ○○社

部門による区分例

原稿料収入部門

自費出版部門

会計上の「勘定科目」「補助科目」「部門」を用いて明確に区分

個人事業税の基本

個人事業税の定義

個人で事業を営む方に課される地方税

全ての事業が課税対象ではない

第1種～第3種に分類された業種ごとに異なる税率が適用

課税対象と所得基準

所得が290万円を超えた場合に課税

基本的に事業所得の金額（青色申告特別控除前）で判断

業種や税率は自治体ごとに定められている

漫画家・同人作家特有の注意点

非課税収入

印税や原稿料、著作権の対価としての収入は一般的に課税対象外

これらの収入は個人事業税の計算から除外される

課税対象となる収入

自費で印刷して販売した収入は「出版業」として課税対象

例えばコミックマーケットやオンラインショップでの自費出版物の販売が対象

都道府県ごとの基準

個人事業税は都道府県が管理

漫画家や同人作家の「出版業」の考え方は都道府県共通